



UNFCCC第28回補助機関会合(SB28)及び特別作業部会会合(AWG)

2008年6月2-13日

6月2日(月)から13日(金)まで、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)及び京都議定書の下で継続されている交渉の一環として、ドイツ・ボンのマリティム・ホテルに於いて、様々な会合が開催される。UNFCCCの科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)及び実施に関する補助機関(SBI)の第28回会合は6月4日-13日に開催、条約の下での長期的協力の行動のための第2回特別作業部会(AWG-LCA 2)及び京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する第5回アドホック・ワーキング・グループ再会合(AWG-KP 5)は、6月2-12日に開催される。

これらの会合は、京都議定書の「第1約束期間」が失効する2013年以降も含めて、気候変動に関する国際協力を強化するために進行中の議論を構成するものである。AWG-LCA 2では、適応、資金、技術などの主要問題への取り組みを支援するための3つのワークショップが行われる。AWG-KPでは、附属書I国による排出削減目標の達成法に関するラウンドテーブルや、手法問題に関するワークショップも行われる。SBIでは、キャパシティビルディング、技術移転、京都議定書9条に基づく第2回見直しのための準備などの問題が検討される予定で、SBSTAでは技術に関する議題や途上国の森林減少による排出量の削減について検討される予定である。

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)と京都議定書のこれまでの経緯

気候変動は持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つとされ、その悪影響は、環境、人の健康、食料安全保障、経済活動、天然資源、物理的インフラにまで及ぶと予想されている。また、人間が作り出す温室効果ガスの地球大気中濃度の上昇が気候の変化につながっているということで、科学者の意見が一致している。2007年11月に完成した、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(AR4)は、人間の活動が90%以上の確率で最近の気候変動に寄与しているとし、気候変動の影響がすでに観測されていると強調、その影響予測についても強調した。また、同報告書は気候変動の緩和のための各種対策についても分析した。

気候変動に対する国際的な政治対応は、1992年の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度安定化を図るための行動枠組みを策定するものである。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在192の締約国が加盟している。これらの締約国は通常、年1回開催される、締約国会議(COP)の会合を通じて、決定書の採択、進捗状況の点検、更なる行動のための検討を継続している。1995年以降、COPは、科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)及び実施に関する補助機関(SBI)による作業支援を受けている。

京都議定書: 1997年12月、京都で開催されたCOP 3に於いてUNFCCCの議定書に関する合意がなさ



れ、この議定書において、先進国及び市場経済移行国は、排出削減目標達成を約束した。UNFCCCで附属書I国と呼ばれるこれらの締約国は、2008-2012年(第1約束期間)に、各国がそれぞれ個別の削減目標を設定し、附属書I国全体で6種の温室効果ガスの総排出量を1990年比で5.2%削減するという事で合意した。

COP3の後に、各国の排出量の削減や排出削減量を計測する方法などを定める規則や運用細則に関する交渉が開始された。このプロセスは、2001年11月、モロッコ、マラケシュで行われたCOP7でのマラケシュ・アコード合意により、最終的に決定した。このマラケシュ・アコードは、COP/MOP 1で採択される一連の決定書草案で構成されており、議定書の3つの柔軟性メカニズム、報告・方法論やその他の条約の要素について詳細な規定が定められた。京都議定書は2005年2月16日に発効、現在180の国々が締約国となっている。

COP 11及びCOP/MOP 1: COP 11及び京都議定書の第1回締約国会合(COP/MOP 1)は、2005年11月28日-12月10日、カナダ、モントリオールで開催された。COP/MOP 1では、マラケシュ・アコードの正式採択を含めて、京都議定書の運用細則に関する未決事項についての決議が行われた。また、モントリオールでは、2013年以降の期間について検討するために可能な諸プロセスを含めて、気候変動に関する長期的な国際協力についても交渉が行われた。これらの交渉が新たな補助機関の設立のためのCOP/MOP1の決議、すなわち「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ」(AWG)の設立につながった。さらに、COP 11では、長期的な協力に関して、UNFCCCの下でも“条約の下での将来の交渉、約束、プロセス、枠組またはマンデートに予断を与えることなく”検討するため、ダイアログの“ワークショップ”をCOP 13までに4回開催することが合意された。

AWG-KPと条約のダイアログ(対話): COP 11から2007年12月のCOP 13までの期間に、新たに設置されたAWG-KPと条約ダイアログは、それぞれ4回の会合を行った。AWG-KPは、その作業計画の策定と緩和ポテンシャル及び排出削減量の幅についての分析を中心に行った。2007年8月にオーストリアのウィーンで行われたAWG-KP会合では、附属書I国が削減可能な排出量の幅について焦点を当てた。IPCCが評価した最低水準まで温室効果ガスの大気中濃度を安定化させるためには、今後10-15年以内に地球全体の温室効果ガス排出量をピークにつけ、21世紀半ばには2000年水準から半減させなければならない等とするIPCC第3作業部会による幾つかの主要な知見について言及した結論書が採択されることとなった。AWG-KPの結論書は、同水準に到達するためには、附属書I国が全体として2020年までに1990年比で25-40%の幅の排出削減を行うことが求められるということを認識した。

4回のワークショップでは、条約ダイアログは、開発目標、適応、技術、市場ベースの機会などを中心に検討し、ウィーンで2007年8月に行われた最終回のワークショップでは、それまでのワークショップで寄せられた意見をまとめ、融資を含む最優先事項や横断的な問題について取り組んだ。また、COP 13以降も“条約トラック”の下で議論を継続しようとする意志が締約国の中から示され、COP 13後の次のステップについても検討された。

AWG-KPと条約ダイアログに加えて、2006年、ケニア、ナイロビで開催されたCOP/MOP 2で、京都議定書9条に基づく第1回レビューの下でも2013年以降の問題が検討された。また、途上国からの自主的な約束を承認するための手続きに関するロシア提案についても議論された。

バリ気候会議: 2007年12月3-15日、インドネシア、バリに於いて、COP 13及びCOP/MOP 3は、AWG-KP第4回再開会合と平行して、開催された。バリ会議の焦点となったのは、2013年以降の問題であり、2009年12月のCOP 15までに、2013年以降の枠組みをとりまとめるための2年間のプロセス、いわゆる“バリ・ロードマップ”に関する合意をめざして、交渉時間の大部分が費やされた。バリ・ロードマップは、条約と京都議定書の下での“トラック(tracks)”を定めるものである。

条約の下では、条約ダイアログのフォローアップに関する交渉の結果、2009年までに完了となる長期協力行動のための包括的なプロセス発足をめざすAWG-LCAの設置を定めたバリ行動計画の合意となった。バリ行動計画は、緩和、適応、資金、技術という4つの要素を定めており、4分野それぞれの下で検討すべき問題に関するリストを盛り込み、“長期協力行動のための共有ビジョン”についての取り組みを求める内容となっている。

京都議定書の下では、バリのAWG-KPは2008-2009年の活動や会合に関する詳細な計画について合意した。さらに、COP/MOP 3では、2008年12月のポーランド、ポズナニで開催されるCOP/MOP 4で予定される、議定書9条に関する第2回レビューの準備について検討され、クリーン開発メカニズム(CDM)、IPCC AR4、適応、実効性、実施、遵守などの問題を含め、第2回レビューで検討すべき多くの問題点が特定された。

AWG-LCA 1 及び AWG-KP 5: 第1回AWG-LCA 及び第5回AWG-KPは、2008年3月31日-4月4日、タイ、バンコクで開催された。AWG-LCA 1の中心課題は2008年作業計画の策定であったが、“一貫して総合的かつ透明性ある方法で” AWG-LCAの各会合でバリ行動計画のすべての要素について議論を進めることを目指し、会合の最後に作業計画が採択されることとなった。2008年中に開催予定の8回のインセッション・ワークショップの予定表を含めた細かな作業計画が定められた。

AWG-KPでは、附属書I国が排出削減目標を達成するための方法分析に関するインセッション・ワークショップが開催された。AWG-KP 5は、京都議定書に基づく柔軟性メカニズムは2013年以降も継続させて、附属書I国の国内行動を補完させるべきであると示唆した。

前回会合以降のハイライト

IPCC-28: 2008年4月9-10日、ハンガリー、ブダペストに於いて、IPCC第28回総会が行われ、IPCCの作業計画の重要な側面を含めたIPCCの将来に関する議論を中心に討議された。IPCC全体会合で、「第5次評価報告書(AR5)」の作成と現行のIPCC作業部会の構成をそのまま継続していくということで合意が成された。AR5において新シナリオを有意義に活用できるようにするために、IPCCは、2013年早々に第1作業部会の報告書を仕上げ、その他の作業部会の報告書と統合報告書については2014年のできるだけ早い時期に完成させるという作成スケジュールを確実にすることを事務局に要請した。また、IPCCは、2010年までに「再生可能エネルギーに関する特別報告書」の作成を完了させるということで合意した。



Earth Negotiations Bulletin
SB28
<http://www.iisd.ca/climate/sb28>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

主要経済国会合(MEM): 第3回エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合が2008年4月17-18日、フランス、パリで開催された。直近の同会合では、セクター別アプローチの有用性、中長期的な目標、新技術、資金、森林、適応、各国ごとの計画に関する議論が中心となった。また、4月16日、米ブッシュ大統領が「2025年までに米国の温室効果ガス排出量を安定化させる」という目標を掲げて、新たに発表した内容について参加者から意見が寄せられた。

G8閣僚会合: 気候変動に関する2つの閣僚級会合が日本に於いてこのほど開催された。2008年4月5-6日、G8開発大臣会合が東京で行われ、途上国における適応への取組みを緊急に支援する必要性が強調された。

また、G8環境大臣会合が2008年5月24-26日、神戸に於いて開催された。2008年7月の北海道洞爺湖サミットに参席するG8首脳らは、“2050年までに世界の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討”という前回2007年のG8サミットでの合意よりも前進させなければならないという“強い政治的意志”を表明した。

UNFCCC会合: 4月以降、数々のUNFCCCワークショップやその他のイベントが開催された。4月28-29日、京都議定書9条に則った第2回議定書レビューに関するワークショップがボンに於いて行われ、締約国から提出された意見書について検討された。この問題については、SBI 28でも再度取り上げられる予定だ。

その他に、最近開催されたUNFCCC関連のイベントとしては、適応技術に関する専門家会合(4月5日、バンコク)、ナイロビ作業計画に基づく活動に関する非公式会合(4月7-9日、バンコク)、第13回後発途上国専門家グループ会合(4月14-16日、イエメン、サヌア)、遵守委員会・執行部第4回会合(4月16-17日、ボン)、第39回CDM理事会(5月14-16日、ボン)、技術移転に関する専門家グループ事前会合(5月29-30日、ボン)、決議1/CP.10の実施の進捗に関する事前会合(適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画)があった。

これらのUNFCCC会合に加えて、過去数週間に、幅広いテーマに関して国連の関連イベント、活動が行われた。詳細は右記ウェブサイトを参照のこと。<http://www.climate-1.org/>

GISPRI 仮訳